

資料提供

令和6年5月17日（金）
照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室
担当者：室長補佐 澁澤 弥生
連絡先：029-301-3424（内線：3421）

紅麴を含む健康食品について（第24報）

標記について、新たに健康被害を疑う 1名 を探知しました。

○ 県内の健康被害を疑う事例（5月17日12時時点）

| | 36例目 |
|-------|------------------|
| 年代 | 公表の同意を得られませんでした。 |
| 性別 | |
| 主な症状 | |
| 現在の状況 | |

計36名　うち35名は第23報までに資料提供済み

※紅麴を含む健康食品は摂取していましたが、因果関係は不明です。

○ 県民の皆様へ ○

- ・ 自主回収の対象となっている製品がお手元にある方は、摂取せずに各メーカーの返品方法に従って対応願います。
- ・ 健康被害がある方は、医療機関を受診し、最寄りの保健所にご相談ください。
- ・ 厚生労働省にも紅麴仕様製品に関するお問合せ窓口がありますので、不安のある方はお問い合わせください。

紅麴使用製品に関するお問い合わせ窓口（コールセンター）

電話番号：0120-388-687

受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

- ・ 小林製薬が販売した紅麴に関連した食品の自主回収情報は、厚生労働省のホームページで掲載しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/daietto/index.html